

電話による人権相談窓口

みんなの人権 110 番 (さまざまな人権問題)

☎ 0570-003-110

女性の人権ホットライン(家庭内暴力など女性の人権問題)

☎ 0570-070-810

こどもの人権 110 番(いじめ・虐待など子どもの人権問題)

☎ 0120-007-110

法務省インターネット人権相談窓口

<https://www.jinken.go.jp/>

コロナ差別相談ダイヤル

☎ 073-441-2563

考えてみませんか、私の人権、あなたの人権。

人権だより

有田川町教育委員会 社会教育課

電話 22-4513

ファクス 32-4827

ご存じですか 人権機関有田川

人権機関有田川は、町内で人権意識を高める啓発活動などを行う団体です。

団体の目的は「すべての国民に与えられている侵すことのできない永久の権利として基本的人権尊重の理念を広く普及させ、理解を深めることに努め、町民が互いを認め合い、且つ守られることができる『幸福な生活の営めるまちづくり』の発展に寄与すること」と会則で定めています。

さまざまな理由で自身の人権を侵されている人はたくさんいます。そのような方々が誰にも侵されることのない人権を取り戻すにはどうすれば良いのか。そのヒントを模索し、少しでもそのような方を減らすことを目指して、活動しています。

具体的な活動として、さまざまな人権テーマの講演会や映画会を町内で開催したり、JR藤並駅構内やイベントなどで啓発活動を行ったりしています。また、町内の皆さま一人一人に人権について考えていただきたいという考えから、人権啓発標語

の募集も行ってきました。
令和5年度(2023年度)も人権機関有田川の企画に、ぜひご参加ください。



弁護士相談もあります 人権相談窓口

和歌山県が設置している公益財団法人和歌山県人権啓発センターでは、人権相談の受け付けや弁護士による法律相談を行っています。また、和歌山県庁人権政策課や有田振興局総務県民課でも相談できます。

一人で悩まず、ご相談ください。

和歌山県人権啓発センター

●人権ホットライン(常設相談) /

電話相談、面接相談に応じます。

・受け付け / 月曜日～金曜日 9時～16時

※祝日、年末年始を除く

・場所 / 和歌山ビッグ愛2階(和歌山市手平2丁目1・2)

☎ 073・421・7830

ファクス 073・435・5421

●弁護士による法律相談 / 面談相談、オンライン相談が可能です。

有田振興局からのオンライン相談もできます。事前に予約が必要です。

・開設日 / 偶数月の第2・第4木曜日、奇数月の第2土曜日・第4木曜日

☎ 073・435・5420

ファクス 073・435・5421